

(事 務 連 絡)
令和3年12月17日

会員児童館長 様

兵庫県児童館連絡協議会

認定児童厚生員資格 履修科目有効期限特別措置について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当会事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、児童厚生二級指導員資格の取得をめざす方が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に必要な研修を受講できず、それまでに履修した科目の有効期限が失効する場合、所定の申請書により、その期限を延長する特別措置が講じられることとなりました。特別措置に関する相談、申出につきましては、兵児連事務局に連絡をお願いします。

また、貴所属職員にも周知いただきますようよろしくお願いいたします。

〈問合せ先〉

兵庫県児童館連絡協議会事務局（県立こどもの館内）担当：中家
〒671-2233 姫路市太市中 915-49
TEL 079-266-3169 FAX 079-266-4632
Mail nakaie@seishonen.or.jp